

○成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例

平成8年12月27日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって清潔で美しいまちづくりを進め、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって快適な都市環境を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (5) 占有者等 土地の占有者、所有者又は管理者をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する基本的かつ総合的な施策（以下「散乱防止施策」という。）を実施しなければならない。

2 市は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、市民等、事業者及び占有者等に対して意識の啓発を図るとともに、環境美化に関する教育を充実し、及び学習が促進されるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を家庭に持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に收容すること等により、自らの責任において適正に処分するよう努めるとともに、市が実施する散乱防止施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実等に努めるとともに、市が実施する散乱防止施策に協力しな

ければならない。

2 事業者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発に努めなければならない。

3 飲料を販売する事業者は、販売する場所にあらかじめ回収容器を設置し、これを適正に維持管理しなければならない。

(占有者等の責務)

第6条 占有者等は、管理する土地に空き缶等及び吸い殻等を捨てられないために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 占有者等は、当該土地の環境美化に努めるとともに、市が実施する散乱防止施策に協力しなければならない。

(投棄の禁止)

第7条 市民等は、空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨ててはならない。

(美化推進重点地区の指定)

第8条 市長は、特に環境美化の促進及び美観の保護を図るため、空き缶等及び吸い殻等の散乱防止を積極的に推進することが必要である地区を美化推進重点地区として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

(成田市空き缶等及び吸い殻等散乱防止審議会)

第9条 この条例に関する事項について、市長の諮問に応じ審議するために、成田市空き缶等及び吸い殻等散乱防止審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(美化推進員)

第10条 市長は、環境美化の促進及び美観の保護を図るため、必要に応じ美化推進員を規則の定めるところにより委嘱することができる。

2 美化推進員は、次の各号に掲げる活動を通じて、空き缶等及び吸い殻等の散乱の状況を把握し、市長に報告するものとする。

(1) 地域の巡視

(2) 指導及び啓発

(報告及び勧告)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は占有者等に対して、空き缶等及び吸い殻等の散乱の状況、回収容器の設置の状況その他必要な事項に関して報告を求めることができる。

2 市長は、第5条第3項の規定に違反しているときは、当該事業者に対し、相当の期限を定めて、回収容器を設置し、又はこれを適正に維持管理するよう勧告することができる。

(命令及び公表)

第12条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた事業者が当該命令に従わないときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。

(適用上の注意)

第13条 この条例の適用に当たっては、法及び成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第17号）との整合性を保った有機的な運用に努めるとともに、市民等、事業者及び占有者等の権利を不当に侵害しないように留意し、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止による快適な都市環境の確保という本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことのないようにしなければならない。

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第16条 第7条の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に飲料を販売している事業者に係る第5条第3項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは「平成9年4月1日から60日以内に」とする。